事務事業評価について

1 目的

第4次行政改革大綱に基づいて導入された手法であり、平成16年度より本格実施し、「予算編成と連動した行政評価システム」として公正で透明性の高い行政運営を推進する。

2 評価対象事業 … 637 事業

一般会計及び特別会計の継続事業。ただし、平成 24、25 年度完了事業や平成 24 年度新規事業、100 万円以下の事業等は、対象から除外。

3 平成25年度の実施内容・スケジュール

- (1) 1次評価(事業担当課による評価) 5月
- (2) 2 次評価 (庁内ワーキンググループによる総合評価) 6月~7月
- (3) 市民行政評価
- 1次評価と2次評価の結果をもとに、市民の視点から評価。
- ① 市民からの意見を募集 8~9月
- ② 市民行政評価委員会 10月
- (4) 公表 11月~

行政改革推進委員会、ホームページを通じて公表。

(5) 検証·改善

評価による廃止、見直し等を予算編成に反映し改善に努める。

4 1次・2次評価結果について

	1 次	評価	2次評価			
	件数	比率(%)	件数	比率(%)		
継続	615	96. 5	475	74. 6		
見直し	22	3. 5	158	24. 8		
廃 止	_	_	4	0.6		
計	637	100.0	637	100.0		

資料番号

4

5 市民行政評価について

(1) 概要

事務事業評価に多くの市民の意見を反映させるとともに、その客観性と透明性 の向上を図るため、評価にかかる市民意見を募集し、有識者・公募委員からなる 市民行政評価委員会にて、市民意見を踏まえた調査審議を実施。

(2) 対象事業選定の考え方

市内部の2次評価で「廃止」・「見直し」とした事業のうち、類似事業及び 重複事業の見直しや、民間の活用、国の制度改正に伴う見直しの観点を踏まえ ながら、特に市民の判断が必要と思われる11事業を選定。

(3) 市民意見の応募状況

募集期間 平成 25 年 8 月 30 日 (金) ~ 9 月 30 日 (月) 応募件数 124 件

(4) 市民行政評価委員会による評価

- ① 評価委員会の構成 金沢市行政改革推進委員会の学識経験者・公募委員等9名で構成。
- ② 事業の評価方法

事業担当課長及び2次評価担当課長とのヒアリングを通じて、1次評価と 2次評価の相違点や市民意見を踏まえ、廃止、見直し、継続の3区分で評価。

(5) 評価結果

別紙のとおり。

平成25年度 事務事業 市民行政評価結果

番	事	課	声 ** 师 	25年度	一次	; 二次評価 -			市民行政評価				
号	業 名	名	事業概要	予算 (千円)	次評価				評 価	評価委員会における意見等	市民意見(概要)		
1.	. 類似事業及び重複事業												
1	中小企業雇用促進助成金	労働政策課	国の中小企業緊 急雇用安定が成成 の支給決定をが を対象に を対象に と いた で は で に て の と に て の に い と に る に る に る に る に る に る に る に る に る に	31, 000	於 乙	廃止 目的達		廃	国の中小企業緊急雇用安定助 成金制度が平成24年度末で終了 しており、また、有効求人倍率 が回復傾向にあり、利用実績も	廃止(7) ・助成額が減少している中でも有効求人倍率は改善しており、廃止しても影響は少ない。 ・国は既に従前の負担割合に戻しており、現在の景気動向、利用数の減少や助成金額を考えても廃止すべきである。 ・有効求人倍率が1.0を超えた状態が1年以上経過しており、当初の目的は達成されている。 ・助成した企業の実情を把握すべきである。 継続(1) ・来年度の実績を見てから廃止を検討すべきである。 見直し(1) ・助成した企業の効果測定を実施すべきである。	度止(6) ・現在は緊急雇用の必要性がなく、廃止すべきである。 ・実績が落ちており、利用実績が減少しているため廃止すべきである。 継続(4) ・日本経済の底辺である中小企業を元気づけるために継続すべきである。 ・中小企業の雇用状況が不安定なため、当分の間、継続すべきである。		
2	中小企業緊急雇用安定利子補給金	労働政策課	国の中小企業緊急雇用安定助成金の支給決定を受け、本市のを制用した中心の企業を対解した。といる。といるでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	500	継続				減少していることから、廃止を検討する必要がある。	 廃止(9) ・利用実績が極めて少なく、制度の存在意義が薄れている。 ・利用数の減少や助成実績から、目的が達成されたものと考え、廃止すべきである。 ・国は既に従前の負担割合に戻しており、市の事業は廃止すべきである。 ・助成額が減少している中でも有効求人倍率は改善しており、廃止しても影響は少ない。 	廃止(8) ・実績が落ちており、数社のために制度を維持する必要はなく、廃止すべきである。 ・実績から判断する限り必要性がなく、廃止すべきである。 ・企業努力の低下につながるため、廃止すべきである。 継続(2) ・継続すべきである。		
3	長寿お祝い金贈呈費	福祉	基準日(9月15 日)から引き続き 1年以上、本市に 住民登録されてい る88歳、99歳及び 100歳以上の高齢 者(外国人を含む) を対象に、お祝い 金を贈呈する。	62, 960	継続	見直し		直	長寿を市としてお祝いすることの大切さやご高齢の方の見守りの観点から重要な事業ではあるが、厳しい財政環境や今後の超高齢社会を見据え、持続可能な制度となるよう、贈呈金をの引下げや対象年齢を限定するなどの見直しを検討する必要がある。	見直し(9) ・長寿のお祝いの重要さ、見守りの観点から、制度は必要だが、 財政状況や今後の高齢化を考え、持続可能な制度となるよう見 直すべきである。 ・贈呈額を減額するなどの見直しが必要である。 ・対象者の年齢をさらに限定すべきである。 ・現金に替えて、品物の贈呈も検討すべきである。	見直し(5)、見直し又は廃止(1) ・88歳と100歳に限定すべきである。 ・国・県と同じ事業、対象者の重複を含め、 見直しか廃止すべきである。 廃止(3) ・高齢者が現役世代に与える負担を考える と、廃止すべきである。 継続(3) ・家族も記念になるため、継続すべきである。		
4	長寿者祝品贈呈費	長寿福祉課	当該年度末現在 で満100歳の高齢 者を対象に、記念 品(花束と記念品) を贈呈する。	910	見直し	他事業で代替	対象者が長寿お祝 い金贈呈事業と重複 していることから、 廃止を検討する必要 がある。	廃止	者慶祝事業のほか、本市の長寿	廃止(5) ・長寿お祝い金制度に統合すべきである。 ・国・県の事業や、お祝い金事業と重複しているため、廃止すべきである。 見直し(4) ・贈呈品の見直し程度でよい。 ・花束など、喜ばれる贈呈品は継続すべきである。	<u>廃止(5)</u> ・高齢者が現役世代に与える負担を考えると、廃止すべきである。 ・本人にとって本当に必要か不明である。 <u>見直し(2)、見直し又は廃止(1)</u> ・最高齢者への贈呈のみとすべきである。 ・国・県と同じ事業、対象者の重複を含め、 見直しか廃止すべきである。 <u>継続(3)</u> ・生誕100年を祝う意味でも、継続すべきである。		

平成25年度 事務事業 市民行政評価結果

番		課	古 坐 掘 西	25年度 予算	ー 次		二次評価			市民行政評価				
号	業名	名	事業概要	7月 (千円)	次 評 価		— 久 HT IIII			評 価	評価委員会における意見等	市民意見(概要)		
5	(夏季・歳末見舞金)	生活支援課	在宅のねたきり の高齢者や社会福 祉施設へ入所さな 大なが 象に、 一世帯あ とも、 の00円の見 金を贈呈する。	36, 10	見直し	見直し	見直	高齢者について は、他の現金給付制 度と支給対象者の重 複が見られることか ら、廃止を検討する 必要がある。	見直し	制度創設から半世紀が経過 し、その間に新たにを を制度などない。 を制度な対象を を対象を を対象を を対象を を対象を を対象を を対象を を を を	見直し(9) ・高齢者の見守りの観点から、居宅は継続すべきである。・制度創設時から社会環境が変化しており、本来の趣旨と現実とにズレが生じている。・特別養護老人ホーム入居者に限り廃止すべきである。・夏季支給分は廃止し、5年後の終期を設定すべきである。・高齢者は他制度と重複しているため、対象者、金額等の見直しや廃止を検討すべきである。・対象者の範囲が不公平であり、高齢者施設への統一した対応が必要である。	 廃止(6) ・他の現金給付との重複は無駄であり、廃止すべきである。 ・贈呈額から考えても必要なく、廃止すべきである。 見直し(3) ・援護対象の環境等、大きく変化しているので事業を見直すべきである。 継続(2) ・民生委員の本人実態の把握機会づくりであると割り切るべきである。 		
2.	民間の	活用												
6	公園保守管理費	と 花	市内の公園や緑地等を対象に、除草、清掃や樹木せん定のほか、公園内のトイレの清掃等を業者委託により実施する。	236, 90	99 継続	見直し	容見直し	公園の維持管理に あたっては、愛護田を 体の業務範囲を拡動 するなど、市民協働よ を推進することに り、必要がある。	見直し	業者委託による保守管理の一 層の効率化を図る一方で、うえ 団体の意向も取り入れたうえ情団体の意向を取り入れたる情質で、他団体との交流による情壇で換や、受護団体よる身近でがある。 設置など、れるための推進にの、公園受護団体により、市民協働の推進に関め、公園受護団体による管理の充実を図っていく必要がある。	見直し(6) ・大規模公園について、保守管理委託の一層の効率化を検討すべきである。 ・愛護団体同士のさらなる交流により、質・量の向上を図るべきである。 ・花壇の貸出しなど、市民協働を実現できる工夫が必要。 ・愛護団体には組織づくりのノウハウが必要。 ・愛護団体による管理の拡充は、一律に行わずに、団体の意向を充分に尊重すべきである。 継続(3) ・見直しが既に検討されており、引き続き効率的な管理運営のもとで継続すべきである。	見直し(7) ・身近な公園は、利用する地元の人間が管理すべきである。 ・子や孫が利用する場所であり、安全で気持ちよく使うためにも見直すべきである。 継続(5) ・公共の場の管理はボランティアには無理である。		
7	福祉作業センター(ことぶき作業場)管理運営費	長寿福祉課	65歳以上の高齢 者を対象に、軽作 業の実施場所を提 供するため、授産 施設である福祉と 業センタ 業センタ 業さ で まさ で ま で ま で ま さ る に 、 を さ る に 、 を さ る と る る る る る る し 、 る と し く る と う と う と う と う と う と う と う と う と う と	30, 17	見 72 直 し	廃止	他事業で代替	高齢者に対する受 を事業である軽作業に を を を を を と 限 が 、 業 で る を を と 限 と し す る が 、 業 に る が 、 業 と に る が 、 と れ と し 、 り 、 り 、 り 、 り 、 り 、 り 、 り 、 り 、 り 、		授産施設としての利用者が少人数に限られていることに加え、工賃収入と利用者報酬に大きな開きがあり、授産事業としての継続が難しいことから、建物の有効利用を検討したうえで、本事業の廃止を検討する必要がある。	廃止(5) ・低すぎる利用者報酬、受注作業の減少や利用者が限られた実態から、他事業との統合を含め、廃止すべきである。・障害のある方の作業場に転換することが望ましい。・決算状況や持続可能性を踏まえると、廃止もやむを得ない。・廃止にあたっては、施設の有効利用や障害のある方の軽作業の機会、地域の交流スペースといった点に留意する必要がある。見直し(4) ・単価の高い作業を受注するか、利用者報酬を減額する必要がある。・多くの人が利用できる軽作業を増やし、利用者報酬を下げるべきである。	廃止(7) ・管理運営がマンネリ化し、作業量が減少しているため、廃止すべきである。 ・利用者が限定されていることから、廃止を検討すべきである。 見直し(3) ・たくさんの方に利用していただくことが大切であり、見直すべきである。 継続(1) ・高齢者の意見や能力を大切にしなければならない。		
8	パソコンサロン運営費	寿福	60歳以上の高齢 者や障害者を対象 に、パソコンやイ ンターネットに触 れる機会を確保 し、生きがい作り を支援する。		33 続	見直し	見直	民間でもパソコン 教室が開催されてい ることを踏まえ、適 切な利用料を徴収す る必要がある。	見直し	サロンの利用実態と利用者の 意向を把握したうえで、無料で の利用期間の制限、施設利用料 の徴収やITボランティアの一 層の活用などにより、経費の削 減を図る必要がある。	見直し(9) ・民間でも多くのパソコン教室があり、ある程度の利用料を徴収する必要がある。 ・利用の実態を把握したうえで、支援する内容を再考すべきである。 ・ITインストラクターの配置時間の削減やITボランティアの一層の活用等により、経費を削減する必要がある。 ・専門的な指導を受けられるのであれば、受益者の負担があってもよい。 ・講座を開講し受講料を徴収することを検討すべきである。	 見直し(7) ・民間より安い利用料を徴収すべきである。 ・利用者数が急増し、民間の教室を圧迫しないよう、適切な利用料を徴収すべきである。 廃止(3) ・金額を利用者の負担で賄うか、そうでなければ廃止すべきである。 継続(3) ・利用者増の現状とスマートフォンの将来のために拡大すべきである。 		

平成25年度 事務事業 市民行政評価結果

番	事業	課	事業概要	25年度 予算	一		二次評価		市民行政評価				
号	· 名	名	尹 未 似 安	(千円)	次評価				評 価	評価委員会における意見等	市民意見(概要)		
9	金沢・健康を守る市民の会活動費補助	健康総務課	各校下の市民で 組織する金沢・健 康を守る市民の会 が実施する事業に 対し、経費の一部 を助成する。	14, 800	継続	月直し	() かる。なれ、) 使尿性 () 非未月の注動内容に	見直し	市民の自主的な健康づくり活動は大切にすべきであるが、健康づくりフェアや地域であるが活動において、内容や参加ないのあるといる感が否めなるようもしている感がを構動となるようを特別では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	見直し(9) ・健康づくりは大切なことであり、健康を守る市民の会の趣旨は良いが、全体的に参加者が限られ、活動内容が固定化している状況が見受けられる。 ・事務局は各校下の活動を把握し、活動の活性化を図るとともに、事務局費を削減すべきである。 ・健康推進委員の役割の明確化、活動推進のための体制づくりが必要である。 ・総合健康センターの実施事業との連携を行うべきである。 ・活動の活性化のため、補助事業を重点化すべきである。	 継続(2) ・講演会、専門家による健康相談に参加する機会が増えるため、継続すべきである。見直し(6) ・大切な事業だが、活動が形骸化しているので、誰もが参加しやすい活動に見直すべきである。 ・推進委員の活動に温度差があるので調査のうえ、見直すべきである。 廃止(1) ・廃止すべきである。 		
3.	3. 国の制度改正に伴い、見直しを要するもの												
10	特定疾患治療助成費	健康総務課	特定疾患治療 疾患治療患) 疾患(56疾患) 疾患炎 (11疾患 (11疾患者 (11疾患者 (11疾患者 (11疾 (11æ) (11	43, 600	見直し	月直し	公賃負担制度の兄担 になる	見直し	国の制度見直しによる本制度 への影響や、市の果たすべき役 割を見極めたうえで、廃止も含 めた抜本的な事業の見直しや、 所得制限の導入、助成額の減額 を検討する必要がある。	見直し(6) ・国の制度改変により、対象疾患数が大幅に増加する場合は、所得制限もやむを得ない。 ・持続可能な制度となるよう国の制度見直しに合わせ、廃止や所得制限の導入、助成額の変更を検討すべきである。 ・見直しの際は、自己負担拡大や患者の必要性への配慮が必要である。 廃止(2) ・現行の助成額で扶助できるとは考えにくく、国の社会保障制度の中で対応すべきである。 継続(1) ・難病を支援する事業であり、継続すべきである。	見直し(7) ・国の改正を見極めた上で、制度を見直すべきである。 ・税金が無駄にならず、市民や患者が納得できるよう見直すべきである。 廃止(2) ・国の仕事であり、市役所は市としてやるべき仕事に専念すべきである。 継続(2) ・むしろ拡大すべきである。		
11	子育て支援医療助成費	康総務	中学3年生(入院)、小学3年生 (通院)までの子どもの医療費について、自己負担分の 1か月分の合計から1,000円を差し引いた額を助成する。	681, 280		見直し	月間しに合わせ、所得制限を設けるなり、持続に対象を設けるなり、		対象者については、次世代を 担う子ども達の健やかな育望を 援の観点から一層の拡大がの望ま しいが、厳しい財政環境齢の もいが、さらなる対象年が必 き上げには多額の財源所得と されることを踏まえ、所得相額の 引き上げなど、持続可能な必 引きとなる。 見直しを図る必要 がある。	見直し(6) ・対象拡大による事業費増に耐えられなければ、所得制限もやむを得ない。 ・子育て支援の一環として不可欠な制度であり、対象者を拡充し、事業費は所得制限の導入などで賄うことが望ましい。 ・制度拡充とともに、自己負担額の引き上げを検討すべきである。 ・医療費助成制度の見直しのタイミングで、バランスを考えた新しい制度に見直す必要がある。 継続(3) ・子育て支援は最も重要な施策であり、現行制度のまま、もしくは強化して継続すべきである。 ・子ども達をわけへだてなく健康に育てるため、継続すべきである。	 継続(6) ・学年により入通院の格差をつけず、平等に医療費の助成をすべきである。 ・所得制限を導入せず、通院を小学校卒業までに引き上げるべきである。 ・子育て支援は必要であり、継続すべきである。 見直し(5) ・少子化対策とはいえ、ここまで必要か疑問である。 ・所得制限を導入すべきである。 		